指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3-28-33

2 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年10月17日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局より22日間の営業停止処分を受けた。

また、当該企業は上記日に、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の規定に違反して、 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本 文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局より指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年4月 1日付建設省営管第124号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領> 別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
13 指定区域*内において、建設業法(昭和24年法律第100号)	当該認定をした日から
の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認	1ヵ月以上9ヵ月以内
められるとき。	
※指定区域:東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木	
県・群馬県をいう。	